

宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

消防法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 368 号)が公布されたことに伴い、「宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例」の一部が改正されました。

今回の改正は、平成 25 年 8 月に発生した福知山花火大会会場での火災を踏まえ、対象火気器具等(消防法施行令第 5 条の 2 第 1 項に規定する「対象火気器具等」をいう。以下同じ。)の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等を義務付けるものです。

2 改正内容

①(消火器の準備)

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで使用する場合に「消火器の準備」を義務付けます。

②(指定催しの指定)

消防長(消防署長)は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件(告示で指定)に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。なお、催しを指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示します。

③(指定催しの防火管理)

②の「指定催し」を主催する者に対し、「防火担当者」を定め、「※火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることを義務付けます。また、「指定催し」を開催する日の 14 日前までに当該計画を消防機関に提出することを義務付けます。

※火災予防上必要な業務に関する計画は下記のとおりです。

- ・防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ・火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

④(露店等の開設届出)

対象火気器具等を使用する祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は、「消防機関に届出」することを義務付けます。

⑤(罰則)(30 万円以下の罰金)

②の「指定催し」を主催する者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関に提出しなかった場合、罰則を科することを定めます。

⑥(施行期日) 平成 26 年 8 月 1 日